

現 状

1 施設について

築30年以上の施設が全体の7割を占める。

| 構造 | か所数 | 内訳 | | | |
|-----|-----|--------|-------------|-------------|--------|
| | | 築10年未満 | 築10年以上20年未満 | 築20年以上30年未満 | 築30年以上 |
| RC造 | 43 | 0 | 4 | 5 | 34 |
| 木造 | 10 | 0 | 1 | 0 | 9 |
| 鉄骨造 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 60 | 7 | 5 | 5 | 43 |

2 保育について

(1) 認可保育所の設置状況(平成23年4月1日現在)

| 区分 | か所数 | 定員 | 入所児童数 |
|-------|-----|---------|---------|
| 公立保育所 | 60 | 6,555人 | 6,938人 |
| 民間保育園 | 49 | 4,337人 | 4,518人 |
| 計 | 109 | 10,892人 | 11,456人 |

(2) 入所児童数と待機児童数の推移

保育所の新設や定員増などにより入所児童数を増加させているが、待機児童の解消には至っていない。

| 区分 | 19年4月 | 20年4月 | 21年4月 | 22年4月 | 23年4月 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 就学前児童数 | 51,500人 | 51,539人 | 51,347人 | 51,116人 | 50,735人 |
| 入所児童数 | 10,401人 | 10,562人 | 10,906人 | 11,421人 | 11,456人 |
| 待機児童数 | 3,29人 | 3,35人 | 3,18人 | 3,24人 | 3,50人 |

(3) 保育所運営費

待機児童解消策の推進による定員拡大により、年々保育所運営費総額は増加傾向にある。

決算額の推移(単位:百万円)

H19:12,166 H20:12,268 H21:12,966 H22:13,102

(4) 多様な保育ニーズ

勤務体系の多様化や、家庭における子育て負担の軽減を図るための事業の推進の拡充が求められているが、公立保育所での実施率は低い。

課 題

1 施設について

老朽化の進行が深刻な問題となっており、施設改善策を講ずる必要がある。

2 保育について

(1) 待機児童の解消

待機児童の解消に向け、認可保育所の新設等定員増を図る必要がある。

(2) 効率的な整備運営

入所児童数の拡大に合わせて運営費が年々増加しており、より効率的な運営が必要となる。

(3) 多様な保育ニーズへの対応

一時預かりをはじめ、地域子育て支援拠点事業、障害児保育の拡充等、多様な保育ニーズへの対応が必要となっている。

対 応 策 等

I 施設改善の方向性

公立保育所の施設環境を向上させ、良好な保育環境を確保するとともに、必要な機能拡充を図る。施設改善の方向性としては、保育所毎の施設の状況(築年数、構造、児童数等)に応じ、次の3つの方法により対応する。

(1) 中長期保全計画による維持保全【対象:築30年未満の木造、RC造…10か所】

築30年未満の保育所については、施設毎に「中長期保全計画」を作成し、計画的な維持保全を図ることと建物の耐久性を維持し、劣化を最小限に留め、最も経済的なライフサイクルコストを目指す。

【目標年次】平成24年度より、順次実施予定

(2) 大規模改造・改修の実施【対象:築30年以上のRC造…34か所】

築30年以上で、改修が可能な施設(鉄筋コンクリート造)については、今後、新たに大規模改造・改修を講じ、施設をリニューアルするとともに、可能な限り、多様な保育ニーズに対応できるように施設を充実させる。

○一時預かり、特定保育、地域子育て支援拠点事業、障害児保育の充実を図るため、バリアフリー対応、環境対策等の機能拡充に努める。

【目標年次】平成24年度中に「大規模改造・改修整備計画」を策定し、平成25年度からの実施を目指す。

(3) 建て替え【対象:築30年以上の木造(改修困難)…6か所】

上記改修等が困難な、築30年以上の木造保育所については、建て替えを行う。

①今後、各保育所の状況を考慮した「公立保育所改築計画」を策定し、整備年度、整備場所、規模、整備・運営主体等詳細を定める。

②建て替えの際には、定員増を図るとともに、多様な保育ニーズに対応できる施設とする。

(機能拡充の例)

| 建て替え前 | 建て替え後 |
|--------------|---------------|
| 1 通常保育 | 1 通常保育(定員増) |
| 2 延長保育(19時迄) | 2 延長保育(20時迄) |
| | 3 一時預かり・特定保育 |
| | 4 地域子育て支援拠点事業 |

③整備場所については、児童への影響を考慮し、可能な限り、現在の場所の敷地外での整備とする。(ただし、工事方法の工夫により、現場に整備可能な場合は、この限りではない。)

④整備・運営手法については、児童数、保育需要、立地条件、費用対効果等総合的に勘案し、原則、以下2手法を原則とする。

ア. 民設民営(民間による建て替え又は新設 + 民間運営)

民間移管の実施にあたっては、円滑に民間事業者の運営に移行するための基本原則として、実施基準を策定、公表し、これを基に民間の運営への移行を進めることとします。

イ. 公設公営(リース方式 + 市直営)

【目標年次】個々の保育所毎の状況等を勘案した「公立保育所改築整備計画」を策定し、平成26年度からの工事着工を目指す。

II 今後の対応

①各施設改善策の推進にあたっては、現在、策定中の「千葉市資産経営基本方針」との整合性を図るとともに、各事業(大規模改造、建て替え)の整備計画を策定し、計画的に推進する。

②将来、保育需要が見込めない保育所があれば、他の福祉施設等の転用や統廃合を含め検討を行う。

III その他

「子ども・子育て新システム」に伴う国の法案、政省令等により内容が明確になった時点、また、保育需要等が著しく変化した場合、必要に応じ、見直しを行う。

国の動向(子ども・子育て新システム)

幼保一体化の概要(子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(平成24年2月13日))

①多様な保育事業の量的拡大(指定制度の導入)

②給付の一体化

・こども園給付(仮称)の創設

・地域型保育給付(仮称)の創設

③施設の一体化(総合こども園(仮称)の創設)